

		項の回答納期等について協議、合意を得て審査を終了した。
プロジェクト情報 (A・B)	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件 (C)	<p>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書における方法論の適用は実施規則及び方法論 No. R001 Ver. 4.1 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。</p> <p>条件 1: プロジェクト実施地が、森林法第 5 条に定める森林であることが明確に記述されており、妥当と判断される。</p> <p>条件 2: プロジェクト実施地において行なわれる施業が、以下の 3 つの条件を満たす間伐であることが明記されており、妥当と判断される。</p> <p>(1) 森林施業計画全体の写しが提出され、下記が計画書に明確に記述されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地: クレジット発行対象期間内に、土地転用及び主伐が計画されていない。 ・森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地以外の土地: クレジット発行対象期間内に土地転用がない事等プロジェクト実施地と同様であること。 <p>(2) 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業 (間伐) されたものであること。</p> <p>(3) 森林施業計画及び宮城県による森林経営活動の継続することの確認書により 2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされていること。</p> <p>条件 3: プロジェクト実施地が、持続的な森林経営の対象地である宮城県営林であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <p>尚、当該森林施業計画は宮城県により認定を受けている。</p>	
排出量・吸収量算定 (I・II)	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画における吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また当プロジェクトのモニタリング計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。施業年と吸収量算定年につき、J-VER 制度モニタリング方法ガイドライン (Ver. 3.0) 1-7 の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。	

	<p>吸収量の計算結果は下記である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2008年度</th> <th>2009年度</th> <th>2010年度</th> <th>2011年度</th> <th>2012年度</th> <th>合計 (t-CO2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>21</td> <td>78</td> <td>177</td> <td>288</td> <td>566</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：各年度吸収量を整数化（小数点以下を切り捨て）</p>	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	合計 (t-CO2)	0	21	78	177	288	566
2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	合計 (t-CO2)								
0	21	78	177	288	566								
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)	<p>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画書は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。</p> <p>純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QCについて妥当であると判断される。モニタリング計画書は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>												
その他(D)	<p>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>												
機関の見解 (サマリー・結論)	<p>オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則(Ver. 3.3)に基づいて実施された妥当性確認の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、グリーンプラス株式会社が実施する当該プロジェクトは、方法論の適格性基準を満たしていることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%未満という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対してオフセット・クレジット（J-VER）認証委員会による登録を行なうことを推奨する。</p>												
パブリックコメントの概要													
<p>パブリックコメントの募集期間 2011年10月4日～2011年10月17日</p> <p>コメント 意見募集期間中に受領した意見はなかった</p> <p>妥当性確認機関の見解 問題なし</p>													

ⁱ 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。